

久喜市農業振興地域整備計画の改定について

1 概 要

農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定し、その後も基礎調査をおおむね5年ごとに行い、定期的に見直すこととされています。

本市においても、「久喜市農業振興地域整備計画」を策定しており、合併後の平成26年8月に改定していますが、旧1市3町で策定した農業振興地域整備計画の内容を集約したものとなっているのが現状です。

今後の本市の農業振興を総合的に図るためには、市内農用地等の土地利用や農業者の意向を十分に把握しつつ、市の区域を一体的に捉えた計画とすることが必要となります。

このことから、平成27年度及び平成28年度の2カ年で久喜市農業振興地域整備計画の見直しを行い、改定を実施するものです。

2 改定時期

平成29年 3月（予定）

3 改定までに実施する主な内容

①平成27年度

- ・現況農用地利用計画図の作成
- ・現況土地利用計画図の作成
- ・全体見直し土地条件図の作成
- ・農家意向調査（アンケート）の実施

②平成28年度

- ・農業振興地域整備計画基礎調査に係る基礎資料の作成
- ・関係機関との協議
- ・農業振興地域整備計画（案）の作成